

(仮称) 昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例 (素案)

昭 島 市

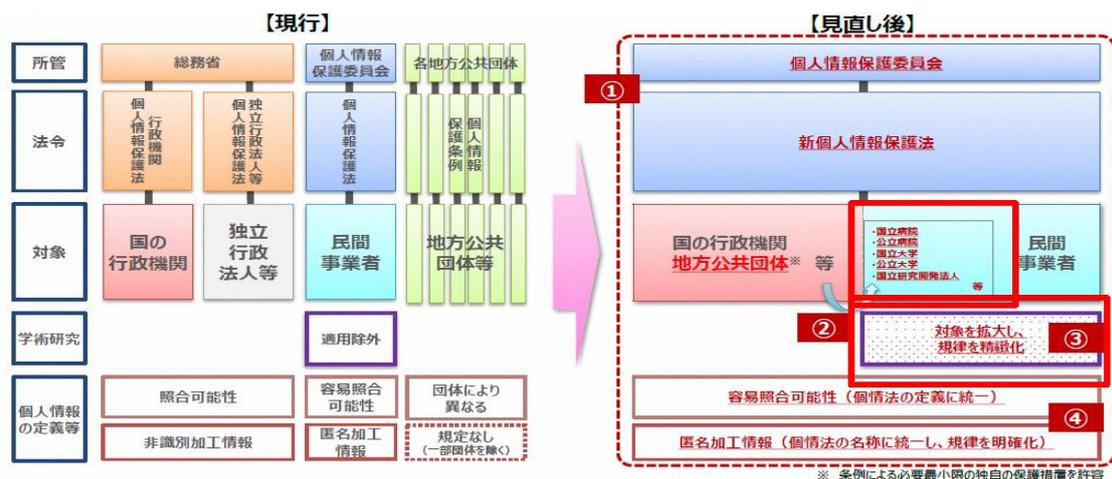
1 制定の背景

従来、個人情報保護制度は、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等など、個人情報を取り扱う主体ごとに適用される法令やその所管が異なっていました。

そのような中で、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、令和3年5月19日に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正を含む、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」といいます。）が公布され、個人情報保護制度の法体系が一元化されることとなりました。

本市を含む地方公共団体に関する規定については、令和5年4月1日から施行されます。そのため、本市の実施機関における個人情報の取扱い等については、これまで昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号。以下「現行条例」といいます。）に基づき運用してきたところですが、令和5年4月1日からは、整備法第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）の適用を受けることとなります。

このことに伴い、現行条例に規定する事項の多くが法で規律されることとなるため、現行条例を廃止し、その上で、法の施行に関し必要な事項については、新たに（仮称）昭島市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することで、必要な措置を講じることを予定しています。



出典：個人情報保護委員会HP（「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布について）

2 本則に定める規定

(1) 趣旨に関する規定（第1条関係）

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

本条は、この条例の趣旨を定めるものです。この条例は、法が令和5年4月1日から地方公共団体にも直接適用されることに伴い、法が条例に委任している事項等、法の施行に当たり必要となる事項を定めるものであることから、その旨をこの条例の趣旨として明らかにします。

(2) 定義に関する規定（第2条関係）

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 市民 市の区域内に居住する者をいう。
- (3) 事業者 市の区域内に事務所又は事業所を有する法人（行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体及び事業を営む個人（以下「法人等」という。）並びに市の区域内に事務所又は事業所を有しないが市民の個人情報を保有し、又は保有しようとする法人等をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

本条は、この条例で使用する用語の意義を定めるものです。第1項において個別の用語の意義を定め、第2項においてその他の用語の意義については法で使用する用語の例によることとします。

現在、本市における個人情報の適正な取扱い等について定めている現行条例では、①実施機関、②個人情報、③市民、④事業者、⑤特定個人情報、⑥情報提供等記録について用語の意義を定めています。

これらのうち、「実施機関」については、現行条例では本市の議会が含まれていましたが、法の規律の適用対象から議会が除かれたため、この条例における「実施機関」からも本市の議会を除いています。

「市民」については、現行条例第2条第3号においてその用語の意義を①市内に住所を有する者、②既に市外に転出した者又は市内に住所を有しないが市内に居住している者であって、実施機関に個人情報を保有されているものと定めているところです。これに対し、この条例において、既に市外に転出した者による個人情報の適正な取扱いにまで市にこの条例の第3条第1項の責務を適用することは適当でなく、また、市内に住所を有する者と市内に住所を有しないが市内に居住している者についてこの条例の第5条第1項の責務の適用に差異を設けることは適当でないと考えことから、「市の区域内に居住する者」とします。

「事業者」については、この条例の第4条の責務の対象として、①市内に事務所等を有する法人等、②市内に事務所等を有しないが市民の個人情報を取り扱う法人等、と整理しています。

なお、現行条例第2条において用語の意義を定めているもののうち、「個人情報」、「特定個人情報」及び「情報提供等記録」については、法及び関連法の規定が本市にも直接適用されることから、個別に用語の意義を定めないこととします。

(3) 理念に関する規定（第3条～第5条関係）

（市の責務）

第3条 市は、法の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、市の機関、事業者及び市民による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

2 市は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、その取扱いに適正を期し、市民の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（市民等の責務）

第5条 市民は、個人情報保護の重要性を認識し、相互に権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 自己に係る個人情報を実施機関に提供する者は、正確な情報を提供するよう努めなければならない。

本各条は、市、事業者及び市民の責務について理念的に定めるものです。

現行条例において定められている①実施機関等の責務、②事業者の責務、③市民等の責務、④個人情報保護の普及促進について、法の目的及び規範に反することのない範囲において規定することとします。

現行条例第3条の「実施機関等の責務」については、法にこれに相当する規定が置かれていますが、市の取り組むべき施策等に関する理念的な規定については、法にこれに相当する規定が置かれている場合であっても、条例に重ねて規定することが許容されるため、理念的な規定のみ定めることとします。

なお、「事業者の責務」及び「市民等の責務」について、現行条例第4条及び第5条第1項において「基本的人権」を侵害することがないように努めなければならないと定めているところですが、この条例においては「権利利益」とします。これは、法第1条において個人の権利利益を保護することを法の目的としていることを踏まえ、より広い意味合いを持つ「権利利益」を保護の対象とすることが適当であると考えためです。

(4) 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿に準ずる帳簿の作成等に関する規定（第6条関係）

（本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿に準ずる帳簿の作成等）

第6条 実施機関は、法第75条第2項の規定により同条第1項の規定を適用しないこととされた個人情報ファイルのうち、法第74条第2項第9号に掲げる本人の数が個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第19条第2項で定める数に満たないもの（次に掲げる個人情報ファイルを除く。）について、法第75条第1項の規定の例により、個人情報ファイル簿に準ずる帳簿を作成し、公表するものとする。ただし、公表することにより個人の権利利益を侵害するおそれがあるなど、実施機関が適当でないと認めるときは、この限りでない。

(1) 法第74条第2項第1号から第10号まで（第9号を除く。）に掲げる個人情報ファイル

(2) 法第75条第2項第2号及び第3号に掲げる個人情報ファイル

本条は、本人の数が個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」といいます。）で定める数（1,000人）に満たない個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿に準ずる帳簿を作成し、公表することを定めるものです。

今後は、法第75条の規定により、地方公共団体に個人情報ファイル簿（個人情報ファイル（保有個人情報を含む情報の集合物のうち、体系的に構成されたものをいいます。）の名称、利用目的、記録項目などを記載した帳簿をいいます。）の作成及び公表が義務付けられます。

現行条例においては、個人情報ファイル簿の作成及び公表の制度（以下「個人情報ファイル簿制度」といいます。）に類似する制度として、個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務の届出及び公表の制度（以下「個人情報取扱事務届出制度」といいます。）が定められています。この個人情報取扱事務届出制度は、法第75条第5項において、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿制度と並行して運用することができることとされています。

しかし、個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務届出書をいずれも作成し、公表することは、事務が重複することにより事務負担が増大し、また、

類似の情報が公表されることにより、かえって市民にとって分かりにくいものになると考えられます。以上のことから、個人情報ファイル簿制度に一本化することとします。

なお、個人情報取扱事務届出制度は、本人の数にかかわらず、個人情報取扱事務の届出及び公表の対象としているところですが、個人情報ファイル簿制度は、本人の数が政令で定める数（1,000人）に満たない個人情報ファイルについて適用を除外しています。

そのため、本人の数が政令で定める数（1,000人）に満たない個人情報ファイルについても、個人情報ファイル簿に準ずる帳簿を作成し、公表することにより、個人情報取扱事務届出制度との整合性を図ることとしています。

（５） 開示請求に係る手数料等に関する規定（第7条関係）

（開示請求に係る手数料等）

第7条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により、保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、当該写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

本条は、開示請求に係る手数料等の額を定めるものです。法第89条第2項は、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとして、手数料の額等の定めを条例に委任しています。

そこで、現行条例における費用負担の考え方を維持するため、手数料の額を無料とした上で、写しの作成に要する費用については受益者たる本人の負担とする旨定めることとします。

(6) 審議会への諮問に関する規定（第8条関係）

（審議会への諮問）

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる保有個人情報に係る安全管理措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

本条は、昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「審議会」といいます。）に諮問することができる場合について定めるものです。

法第129条において、条例で定めるところにより、法第3章第3節の施策（地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護、区域内の事業者等への支援及び苦情の処理のあっせん等）を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、諮問することができる旨、定められています。

そこで、審議会への諮問をすることができる場合として、次の場合について定めることとします。

- ① この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- ② 法第66条第1項の規定に基づき実施機関が講じなければならないとされる、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」といいます。）の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の基準を定めようとする場合
- ③ ①及び②のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

なお、現行条例において諮問事項としている次の事案については、法の規定に基づき個人情報保護委員会の解釈の範囲で運用しなければならないことから、法の規定に照らした適否の判断について、審議会に諮問することは認められないとされています。

- ① 思想等に関する個人情報の収集（現行条例第7条第2項第2号）
- ② 本人以外からの個人情報の収集（現行条例第7条第3項第8号）
- ③ 個人情報の目的外利用（現行条例第13条第2項第6号）
- ④ 個人情報の外部提供（現行条例第13条第2項第6号）
- ⑤ 電気通信回線を用いた電子計算機の結合による個人情報の外部提供（現行条例第14条第2項ただし書）

(7) 審議会への報告に関する規定（第9条関係）

（審議会への報告）

第9条 市長は、次に掲げる事項について審議会に報告しなければならない。

- (1) 実施機関の個人情報の取扱いに係る苦情（実施機関がその苦情に対して特別な措置を講じたものに限る。）に関する事項
- (2) 法第68条第1項の規定に基づく報告に関する事項
- (3) 実施機関が作成した個人情報ファイル簿（第6条に規定する個人情報ファイル簿に準ずる帳簿を含む。）に関する事項

本条は、審議会への報告事項について定めるものです。審議会への報告事項として、次の事項について定めることとします。

- ① 保有個人情報の取扱いに係る苦情（実施機関がその苦情に対して特別な措置を講じたものに限ります。）に関する事項
- ② 保有個人情報の漏えい等が生じた際の法第68条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会への報告に関する事項
- ③ 実施機関が作成した個人情報ファイル簿（この条例の第6条に規定する個人情報ファイル簿に準ずる帳簿を含みます。）に関する事項

①については、現行条例において、住民票記録事項電子計算機処理により発生した苦情（住民票記録事項に係るものに限ります。）及びその処理の内容（現行条例第14条の2第2項）並びに情報提供ネットワークシステムによる実施機関が保有する特定個人情報の実施機関以外のものへの提供により発生した苦情（当該特定個人情報に係るものに限ります。）及びその処理の内容（現行条例第14条の3第3項）について、毎年1回以上、審議会に報告する義務を定めているところですが、情報化の進展を踏まえ特定の機器やシステムにおける個人情報の取扱いに係る苦情に限定せず、実施機関の個人情報の取扱い一般についての苦情に関する事項を報告事項とするものです。

②については、この条例の第8条において、保有個人情報の漏えい等の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の基準を定めようとする場合に審議会に諮問することができる旨を定めることを予定しています。保有個人情報の漏えい等は、当該措置の基準に基づいた運用において生じたものであり、また、その後の再発防止策等を定めるに当たっても審議会の関与が想定されます。そのため、保有個人情報の漏えい等が生じた際の法第68条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会への報告に関する事項を報告事項とするものです。

③については、法第75条第1項において、個人情報ファイル簿の作成及び公表の義務が実施機関に新たに課されており、また、この条例の第6条において本人の数が政令で定める数（1,000人）に満たない個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿に準ずる帳簿を作成し、公表する旨の規定を設けることを予定していることから、これらの制度の適正な運用のため、個人情報ファイル簿（この条例の第6条に規定する個人情報ファイル簿に準ずる帳簿を含みます。）の公表に当たり、実施機関が作成した同ファイル簿に関する事項を報告事項とするものです。

なお、この条は、審議会への基本的な報告事項を定めるものであり、この条に規定のない事項について審議会に報告することは、妨げられません。

（8） 運用状況等の公表に関する規定（第10条関係）

（運用状況等の公表）

第10条 市長は、毎年1回各実施機関の個人情報保護制度についての運用状況並びに昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成10年昭島市条例第38号）第2条第2項及び第3項の規定による建議の内容を取りまとめ、公表しなければならない。

本条は、各実施機関の個人情報保護制度に係る運用状況等の公表について定めるものです。公表事項は、次のとおりとします。

- ① 各実施機関の個人情報保護制度についての運用状況
- ② 情報公開制度又は個人情報保護制度に関する重要事項についての建議の内容（昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成10年昭島市条例第38号。以下「現行審議会条例」といいます。）第2条第2項）
- ③ 現行条例の規定による報告に係る個人情報の保護に関する重要事項に

についての建議の内容（現行審議会条例第2条第3項）

これらの事項は、現行条例においても公表する義務を定めているところですが、本市の実施機関における個人情報の取扱い等に係る規律について法の適用を受けることとなった後においても、公表の必要性が変わるところはないため、存置することとします。

なお、現行条例において公表する義務を定めているもののうち、住民票記録事項電子計算機処理により発生した苦情（住民票記録事項に係るものに限ります。）及びその処理の内容並びに情報提供ネットワークシステムによる実施機関が保有する特定個人情報の実施機関以外のものへの提供により発生した苦情（当該特定個人情報に係るものに限ります。）及びその処理の内容については、公表事項としないこととします。これは、「(7) 審議会への報告に関する規定」に記載のとおり、情報化の進展に伴い、特定の機器やシステムにおける個人情報の取扱いに限った特別な対応について見直しを行ったためです。

(9) 委任に関する規定（第11条関係）

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

本条は、法の施行に関する細目的事項に係る定めについて、規則に委任することを定めるものです。

3 附則に定める規定

(1) 施行期日に関する規定（附則第1条関係）

（施行期日）

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）第51条の規定の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。

本条は、この条例の施行期日を定めるものです。この条例は、整備法第51条の規定による改正により、法の規律が地方公共団体にも直接適用されることに伴い、制定するものであることから、同条の規定の施行の日である令和5年4月1日から施行することとします。

(2) 現行条例の廃止に関する規定（附則第2条関係）

（昭島市個人情報保護条例の廃止）

第2条 昭島市個人情報保護条例（平成10年昭島市条例第37号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

本条は、現行条例を廃止することを定めるものです。本市の実施機関における個人情報の取扱い等について、法の規律が直接適用されることに伴い、現行条例は廃止することとします。

(3) 現行条例に規定する従事者の義務に係る経過措置に関する規定（附則第3条第1項関係）

（経過措置）

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第3条第2項及び第12条第2項の規定による職務上又は受託等個人情報取扱事務（旧条例第12条第2項に規定する受託等個人情報取扱事務をいう。以下同じ。）に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において受託等個人情報取扱事務に従事していた者

2～5 （略）

本項は、現行条例における従事者の義務に係る規定についての経過措置を定めるものです。

現行条例第3条第2項及び第12条第2項は、①現行条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」といいます。）の職員が職務上知り得た現行条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」といいます。）、②旧実施機関から旧個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものが当該委託を受けた事務に関して知り得た旧個人情報、③指定管理者が行う公の施設の管理に係る事務に関して知り得た旧個人情報について、実施機関の職員（退職した者を含む。）及びそれぞれの事務の従事者（従事していた者を含む。）がこれらの旧個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないとする義務を定めています。

これらの規定について、この条例の附則第2条の規定による現行条例の廃止をもって効力を失うこととした場合、現行条例の適用下において知り得た旧個人情報に係る義務が適用されないこととなることから、この条例の施行後も引き続き、当該義務に係る規定を適用することとする旨の経過措置を定めることとします。

(4) 現行条例の規定による開示請求等に係る経過措置に関する規定（附則第3条第2項関係）

（経過措置）

第3条（略）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第15条第1項若しくは第2項（旧条例第24条において準用する場合を含む。）又は第21条から第23条までの規定による請求がされた場合における旧実施機関が保有する自己の旧個人情報の開示、訂正、削除並びに目的外の利用及び提供の中止については、なお従前の例による。

3～5（略）

本項は、現行条例の規定による開示、訂正、削除並びに目的外の利用及び提供の中止の請求（以下「開示請求等」といいます。）に係る規定についての経過措置を定めるものです。

この条例の施行の日（以下「施行日」といいます。）前にされた開示請求等について、施行日後に開示請求等に係る決定を行うこととなる場合、既に現行条例が廃止されているため、当該決定の根拠規定が存在しないこととなります。そのため、施行日前にされた開示請求等について、この条例の施行後も引き続き、開示請求等に係る現行条例の規定を適用することとする旨の経過措置を定めることとします。

(5) 現行条例に規定する罰則に係る経過措置に関する規定（附則第3条第3項関係）

（経過措置）

第3条（略）

2（略）

3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報を含む情報の集合体であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4及び5（略）

本項は、電子計算機で管理している特定の旧個人情報の提供についての罰則に係る経過措置を定めるものです。

現行条例第36条に規定する罰則については、法第176条においても、これに相当する罰則が定められています。加えて、整備法附則第10条第1項において法で規制する行為を処罰することとする現行条例の規定の失効について、同条第2項において現行条例の規定が失効する場合の経過措置について定められています。

しかし、実行行為（提供）の時点を基準として判断し、現行条例の廃止後の行為は法第176条の規定により処罰されることとした場合、その処罰の対象となる個人情報は、旧個人情報ではなく、法第2条第1項に規定する個人情報（以下「新個人情報」といいます。）ということとなります。旧個人情報については、新個人情報と同様に取り扱ってきたところではありますが、規定上の差異があることから、個別具体の個人情報によっては新個人情報に該当せず、この条例の施行前において保有していた、「一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」の提供が処罰対象外と評価されることがあり得るものと考えられます。

以上のことから、この条例の施行後に提供した場合においても引き続き、現行条例第36条の規定を適用することとする旨の経過措置を定めることとし

ます。

なお、電子計算機で管理している特定の旧個人情報の提供についての罰則に係る規定の適用関係については、以下のとおりです。

	廃止前に保有、提供	廃止前に保有 廃止後に提供	廃止後に保有、提供
適用される規定	整備法附則第10条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた現行条例第36条	この条例の附則第3条第3項	法第176条

(6) 現行条例に規定する罰則に係る経過措置に関する規定（附則第3条第4項関係）

（経過措置）

第3条（略）

2及び3（略）

4 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5（略）

本項は、自己又は第三者の不正な利益を図る目的による保有個人情報の提供等についての罰則に係る経過措置を定めるものです。

現行条例第37条に規定する罰則については、法第180条においても、これに相当する罰則が定められています。加えて、整備法附則第10条第1項において法で規制する行為を処罰することとする現行条例の規定の失効について、同条第2項において現行条例の規定が失効する場合の経過措置について定められています。

しかし、実行行為（提供等）の時点を基準として判断し、現行条例の廃止後の行為は法第180条の規定により処罰されることとした場合、「(5) 現行条例に規定する罰則に係る経過措置に関する規定」に記載のとおり、旧個人情報については、運用において、新個人情報と同様に取り扱ってきたとこ

るではありますが、規定上の差異があることから、個別具体の個人情報によっては新個人情報に該当せず、法第180条の処罰対象外と評価されることがあり得るものと考えられます。

以上のことから、この条例の施行後に提供等をした場合においても引き続き、現行条例第37条の規定を適用することとする旨の経過措置を定めることとします。

なお、自己又は第三者の不正な利益を図る目的による保有個人情報の提供等についての罰則に係る規定の適用関係については、以下のとおりです。

	廃止前に保有、提供等	廃止前に保有 廃止後に提供等	廃止後に保有、提供等
適用される規定	整備法附則第10条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた現行条例第37条	この条例の附則第3条第4項	法第180条

(7) 現行条例に規定する罰則に係る経過措置に関する規定（附則第3条第5項関係）

（経過措置）

第3条（略）

2～4（略）

5 この条例の施行前において法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して整備法附則第10条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧条例第36条又は第37条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

本項は、法人等の従事者がその業務に関して行った違反行為についての両罰規定に係る経過措置を定めるものです。

現行条例第40条の両罰規定については、法において、これに相当する規定は定められていません。そのため、整備法附則第10条第2項の経過措置の適用を受けないことから、この条例の施行前において行われた現行条例第36条又は第37条の違反行為についても、引き続き、現行条例第40条の規定を適用することとする旨の経過措置を定めることとします。

なお、法人等の従事者がその業務に関して行った違反行為についての両罰規定の適用関係については、以下のとおりです。

	廃止前に違反行為	廃止後に違反行為
適用される規定	この条例の附則第3条第5項	適用なし

(8) 【参考】 現行条例の廃止等に伴う関係条例の改正に関する規定

現行条例の廃止等に伴い、次の条例について、規定の整備を行う規定を設けます。

条例名	主な改正事項
昭島市情報公開条例(平成10年昭島市条例第2号)	・「公文書」の用語の意義を定めている規定の整備(第2条第2号) ・開示しないことができる公文書のうち、個人に関する情報について定めている規定の整備(第9条第2号)
昭島市情報公開・個人情報保護運営審議会条例(平成10年昭島市条例第38号)	現行条例を引用している規定の整備(第1条並びに第2条第1項及び第3項)
昭島市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成10年昭島市条例第39号)	現行条例を引用している規定の整備(第1条)
昭島市住民基本台帳ネットワークシステムの適正な管理等に関する条例(平成15年昭島市条例第22号)	現行条例を引用している規定の整備(第1条)
昭島市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成29年昭島市条例第21号)	現行条例を引用している規定の整備(第8条第1項)

4 参考資料

- (1) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(抄)
- (2) 昭島市個人情報保護条例(平成10年昭島市条例第37号)(抄)